

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律				法令番号		昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号				
手続名		特別児童扶養手当の受給資格認定				根拠条項		第 5 条				
審 査 基 準	特別児童扶養手当の受給資格の認定については、以下に基づき審査を実施する。											
	（ 1 ） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年 7 月 2 日法律第 134 号） 第 2 条第 1 項及び第 5 項、第 3 条											
	（ 2 ） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年 7 月 4 日政令第 207 号） 第 1 条第 3 項											
	（ 3 ） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定について（昭和 50 年 9 月 5 日付け 児発第 576 号厚生省児童家庭局長通知）											
受付 機関	市町村		処理 機関	障害福祉課		交付 機関	障害福祉課		標準処理期間	6 0 日	目次	6
									標準経由期間	3 0 日	No.	